

38条申請記載例

別記様式第3の4（第13条関係）

※決算月を記載

決算：〇月

指定申請書

いわき市長 内田 広之 様

令和 年 月 日

※未記入

法人の名称及び代表者の氏名又は
個人事業者の氏名を記載

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

法人の場合は代表印
個人事業者の場合は個人印

東日本大震災復興特別区域法第38条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
2. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地
福島県いわき市平字〇〇△△番地の△
3. 設立年月日（法人に限る。）
年号〇年〇月〇日
（個人事業者）
4. 指定事業者事業計画（別紙）

登記簿謄本に記載されている所在地・設立年月日を記載
個人事業者の設立年月日は「個人事業者」と記載

ご担当者 代理人等	部署名	
	お名前	
	電話番号	()
	E-mail	
	指定日	※未記入
	管理番号	※未記入

38 条申請記載例

別記様式第3の4（別紙）（第13条関係）

指定事業者事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容

計画の柱	輸送用機械関連産業、医療関連産業
業種	金属製品製造業、輸送用機械器具製造業
従業員数	〇〇〇人（内 実施場所〇〇人）
資本金	〇, 〇〇〇万円
事業内容	ふくしま産業復興投資促進特区に掲げる柱「輸送用機械関連産業」の内容に沿って、自動車のエンジン部分に使用される〇〇〇〇や〇〇〇〇などを製造・加工しており、製品を（株）〇〇〇〇様や〇〇〇〇（有）様等へ納めています。 「医療関連産業」の内容に沿って、原薬を製造するための〇〇製造機械部品や医療用〇〇に使用される〇〇を製造し、〇〇（株）様や（株）〇〇〇様へ納めています。 以上により、「輸送用機械関連産業」および「医療関連産業」の更なる集積・発展及び雇用の維持拡大を図ります。

◆計画の柱

- ①輸送用機械関連産業 ②電子機械関連産業 ③情報通信関連産業 ④医療関連産業
⑤エネルギー関連産業 ⑥食品・飲料関連産業 ⑦環境・リサイクル関連産業
⑧地域資源活用型産業 ※いずれかを記載（複数可）

◆業種

「集積を目指す業種」を記載 ※複数記載可

◆従業員数

全体の従業員数を記載（実施場所：対象者の人数）

◆資本金

登記簿謄本と同様に記載 ※個人事業者は不要

◆事業内容

記載例にならって、「福島県復興推進計画」に沿った事業内容であることを具体的に説明
※「計画の柱」、「業種」について複数記載した場合は、それぞれ段落を分ける。

2. 事業の実施場所

- いわき市平字〇〇△△番地（特定復興産業集積区域：番号）
- いわき市勿来町〇〇△△番地（特定復興産業集積区域：番号）

東日本大震災の被災者である労働者が、勤務する実施場所の住所及び特定復興集積区域番号を記載
※特定復興産業集積区域の番号については、別掲の一覧表より検索
※税制上の特例措置が受けられるものは、特定復興産業集積区域内の事業所に限られる。

3. 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間

①指定事業者事業実施計画期間

令和〇年〇月〇日～令和△年△月△日

②希望する指定の有効期間

令和△年△月△日まで

例1) 3月決算（令和4年4月から適用）**月末締**の場合

- ① 令和4年4月1日～令和9年3月**31日**（60ヶ月）
- ② 令和9年3月**31日**まで

例2) 3月決算（令和4年4月から適用）**20日締**の場合

- ① 令和4年3月21日～令和9年3月**20日**（60ヶ月）
- ② 令和9年3月**20日**まで

①の実施計画期間（適用期間）**60ヶ月を記載（5年間）**

②の指定の有効期間は、開始日から5年(60ヶ月)を経過する日が属する会計年度の末日
（個人事業者は12月31日）

※指定の有効期間内において、**実施状況報告書等の提出が義務付けられています。**

4. 東日本大震災の被災者である労働者の雇用に関する計画

「東日本大震災の被災者である労働者」とは、次に掲げる者

- ① 平成23年3月11日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた者
- ② 平成23年3月11日において特定被災区域内に居住していた者

※特定被災区域内には、福島県全域が含まれます。

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における予定雇用者数 総計 120人

各事業年度の合計人数（延べ人数）ではなく、計画期間内における東日本大震災の被災者である労働者（新規雇用者含む）の予定雇用数を記載

例) R4年度：90人・・・R8年度：120人（継続雇用含む）⇒ 総計120人

(2) 年度別内訳

(イ) 令和4年度

(i) 予定雇用者数 小計90人

(ii) 内訳

事業所所在地	予定雇用者数
1. 特定復興産業集積区域：番号	60人
2. 特定復興産業集積区域：番号	30人

東日本大震災の被災者である労働者
（新規雇用者含む）の人数を記載

実施場所に沿ってそれぞれ作成

(ロ) 令和5年度

(i) 予定雇用者数 小計 100人

(ii) 内訳

事業所所在地	予定雇用者数
1. 特定復興産業集積区域：番号	65人
2. 特定復興産業集積区域：番号	35人

(ハ) 令和6年度

(i) 予定雇用者数 小計 100人

(ii) 内訳

※指定事業者事業実施計画期間

(i)(ii)を同様にすべて続けて記載

(二) 令和7年度

(i) 予定雇用者数 小計 110人

(ii) 内訳

(ホ) 令和8年度

(i) 予定雇用者数 小計 120人

(ii) 内訳

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額

総計 1,260.0百万円

事業の実施に要する資金の見込額を記載

※万単位切り上げ

(事業費の按分等、安易な方法による算出も可)

(2) 年度別内訳

(イ) 令和4年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計 220.0百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込
〇〇銀行〇〇支店	20,000,000円	銀行借入
㈱〇〇〇〇	200,000,000円	自己資金
合計	220,000,000円	※2件以上の場合は、合計記載

銀行借入、個人借入、自己資金、社債発行等、資金調達方法の見込み及び資金調達見込額等について記載

(ロ) 令和5年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計 240.0百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込
㈱〇〇〇〇	240,000,000円	自己資金

(ハ) 令和6年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計 240.0百万円

(ii) 内訳

※指定事業者事業実施計画期間

(i)(ii)を同様にすべて続けて記載

(二) 令和7年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計 270.0百万円

(ii) 内訳

(ホ) 令和8年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計 290.0百万円

(ii) 内訳

《重要》

指定申請の際に提出した「指定事業者事業実施計画書」の記載内容について、
下記に該当する変更が生じた場合は、「変更届」が必要になります。

遅延なくいわき市へ届け出てください。

記

社名（商号）が変更になった場合

本店所在地が変更になった場合

事業内容が変更になった場合

代表者が変更になった場合

決算期が変更になった場合 など

※提出の時期や不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

以上

38条申請記載例

別記様式第3の5（第13条関係）

指定要件に関する宣言書

※未記入

令和 年 月 日

いわき市長 内田 広之 様

法人の名称及び代表者の氏名又は
個人事業者の氏名を記載

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

法人の場合は代表印
個人事業者の場合は個人印

私（当社）は、東日本大震災復興特別区域法第38条第1項に規定する指定を申請するに
当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第11条各号に掲げる指定事業者の要件
（※）に該当することを宣言します。

※要件内容を確認の上、押印

※東日本大震災復興特別区域法施行規則第11条各号に掲げる指定事業者の要件

- ① 指定に係る復興推進事業（産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業）を行うことについての適正かつ確実な計画を有すると認められていること。
- ② 指定事業者事業実施計画が、認定復興推進計画に適合するものであること。
- ③ 指定に係る復興推進事業が、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ④ 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基盤を有すること。

◆いわき市は、申請書を受理した日から原則として1ヶ月以内に「指定する」又は「指定しない」を決定します。

◆指定された場合には、事業所名、住所、指定の内容等が公表されます。
（指定が取り消された場合も同様に公表されます。）

**※「指定書」および「認定書」の交付をもって、特例措置が必ず受けられるものではありません。
別途、各税担当部署による税務上の審査を経て決定するものです。あらかじめご注意ください。**